

千葉県監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和3年12月20日

千葉県監査委員	大木正人
同	宮原清貴
同	小松崎文嘉
同	麻生紀雄

3千総業第281号

令和3年12月9日

千葉県監査委員 大木正人様  
同 宮原清貴様  
同 小松崎文嘉様  
同 麻生紀雄様

千葉市長 神谷 俊一

**包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）**

平成28年度、平成30年度及び令和2年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

## 平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

### 第3-3 外部監査の結果：各論 I 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果

#### 1. 事業団の管理運営について (13) 外部業務委託における入札・契約の執行について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>イ. 業務委託の複数年契約について【ハーモニープラザ管理】（報告書 P95）</p> <p>「入札及び契約の執行について（通知）」の中に、「※予算不担保のため、複数年契約を確約するものではないことに注意」という記載がある。この記載に従って、外部委託業務契約については、複数年契約が一切なされていない。</p> <p>しかし、千葉市ハーモニープラザ管理は市の指定管理業務であり、指定管理業務である以上、千葉市ハーモニープラザ 指定管理予定候補者選定要項に則り、指定期間（平成23年4月1日～平成28年3月31日）において、ハーモニープラザの管理業務を行うこととなっている。そして、千葉市の予算形式上、複数年にわたる契約が可能となる債務負担行為が設定されている以上、指定期間内の予算の上限は確定し、指定期間において収益が担保されていると考えられる。したがって、上記通知に記載されているような、複数年契約を確約するものではないという根拠には合理性がないものと考えられる。</p> <p><b>【結果①：指摘】</b></p> <p>指定期間である5年間に亘り、規模の経済合理性を追求する収益予算の担保があると判断されるため、毎年度実施される単年度契約方式を見直し、経済合理性を追求することが可能となる複数年契約を導入することを検討されたい。</p>	<p>業務委託の複数年契約については、令和2年4月1日付けで長期継続契約に係る規定を整備し、令和3年4月1日以降の委託契約から、複数年契約を締結している。</p>

※社会福祉法人千葉市社会福祉事業団は、令和2年4月1日付けで社会福祉法人千葉市社会福祉協議会に吸収合併されている。

## 平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

### 第3-3 外部監査の結果：各論 I 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果

#### 2. 千葉市桜木園について (7) 外注費について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>エ. 業務委託の複数年契約について【千葉市桜木園】（報告書 P119）</p> <p>「入札・契約の執行について（通知）」において、随意契約の要件を満たし、競争入札後最大4年間、随意契約とする場合、「予算不担保の為、複数年契約を確約するものではないことに注意」と記載されている。しかし、千葉市桜木園については、指定管理者制度が導入されており、千葉市の予算形式上、複数年にわたる契約が可能となる債務負担行為が設定されている以上、指定期間内の予算の上限は確定し、指定期間においては予算制約による合理的な調整はあるものの、収益そのものは担保されていると考えられる。したがって、上記通知に記載されているような、複数年契約を確約するものではないという根拠には合理性がないものと考えられる。</p> <p><b>【結果】</b></p> <p>受託側である事業者は、5年間の要員計画や資金調達計画等が安定的に継続的に策定することができ、受託事業の品質を維持向上させることが可能になる一方、そのような効果を委託側である千葉市桜木園は享受することができるため、複数年契約の方が、委託側にとっても受託側にとっても効果的かつ効率的である。</p> <p>競争入札後最大4年間は随意契約とする実質的な要件として、事業の安定性、継続性の合理的な理由が重要であることを鑑みた場合、役務の提供を継続して受ける契約においては、契約期間をとおして支払額が定額であり、仕様の大幅な変更の可能性がなく、変更契約を締結する必要がないものについては、例えば、施設の指定管理期間と整合させた5年間の複数年契約を前提に提案型のプロポーザル方式に契約方式を移行するなど、複数年契約を導入することを検討されたい。</p>	<p>業務委託の複数年契約については、令和2年4月1日付けで長期継続契約に係る規定を整備し、令和3年4月1日以降の委託契約から、複数年契約を締結している。</p>

※社会福祉法人千葉市社会福祉事業団は、令和2年4月1日付けで社会福祉法人千葉市社会福祉協議会に吸収合併されている。

## 平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

### 第3-3 外部監査の結果：各論 I 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果

#### 5. 千葉市療育センターについて (4) 業務の外部委託について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>エ. 業務委託の複数年契約について【千葉市療育センター】（報告書P187）</p> <p>「入札・契約の執行について（通知）」において、随意契約の要件を満たし、競争入札後最大4年間、随意契約とする場合、「予算不担保の為、複数年契約を確約するものではないことに注意」と記載され「入札・契約の執行について（通知）」においては、競争入札後の最大4年間にわたって随意契約とするには、通知に記載されている①～⑤の要件を満たすことを求めているが、「予算不担保の為、複数年契約を確約するものではないことに注意」との注釈が付されている。この点、千葉市療育センターに適用がなされるか否かを考慮した場合、千葉市療育センターについては指定管理者制度の導入がなされており、千葉市の予算形式上、複数年にわたる契約が可能となる債務負担行為が設定されているため、指定期間内の予算の上限が確定し、指定期間においては予算制約による合理的な調整はあるものの、収益が担保されていると考えることができる。したがって、通知に記載されているような、複数年契約を確約するものではないという根拠は合理性がないと考えられる。</p> <p><b>【結果】</b></p> <p>千葉市療育センターに関しては、指定期間である5年間にわたる経営計画を安定的に策定することが可能であり、受託事業の業務効率や品質をより向上させることができる環境にある。そのため、業務委託契約についても、委託業者からの提案を長期的な視点において検討することが、事業の業務効率や品質の向上に資するものと考えられる。したがって、現行の単年度契約方式を見直し、経済合理性を追求することが可能となる複数年契約を導入することを検討されたい。</p>	<p>業務委託の複数年契約については、令和2年4月1日付けで長期継続契約に係る規定を整備した。</p> <p>なお、現行の契約における制約があるため、長期継続契約への切り替えは令和4年度から順次行っていく。</p>

※社会福祉法人千葉市社会福祉事業団は、令和2年4月1日付けで社会福祉法人千葉市社会福祉協議会に吸収合併されている。

## 平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

### 第3-3 外部監査の結果：各論 II 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会の外部監査の結果

#### 1.4. 高齢者及び重度障害者居室等増改築・改造資金について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>① 消滅時効が完成していない借受人への対応について（報告書 P247）</p> <p><b>【現状・問題点】</b></p> <p>千葉市社会福祉協議会は、平成25年度以降、年に1回、未償還の借受人に対して督促状を送付し、平成27年度に送付した督促状は借受人4人のうち3人について到達しているが、返済を行った借受人は存在せず、平成27年度の回収実績も0円である。なお、連帯保証人に対して督促状を送付した実績はない。</p> <p>未償還の借受人4人のうち、平成29年度以降に消滅時効（民法第167条第1項により10年間）が完成する借受人は2人であり、当該2人の未償還金額（元金のみ）は以下のとおりである（金額が多い順）。</p> <p>A：290万6,280円 B：54万円</p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>上記2人の借受人に対しては、速やかに延滞金を含めた未償還金額全額の返還を求める最後通告を行い、併せて連帯保証人に対しても速やかに督促をされたい。</p> <p>その上で、督促に対して反応がない場合は、速やかに借受人及び連帯保証人に対して貸金返還請求訴訟の提起等の法的手続をされたい。</p>	<p>Aについては、連帯保証人に対し催告や事情聴取を行った結果、分割納付にかかる弁済合意書を締結し、令和3年4月から返済計画に基づいた金額が返済されている。</p> <p>Bについては、債権の回収が図られた。</p>

## 平成30年度包括外部監査

### 監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

#### 第4 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（総論）

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>5. 入札（見積）結果の公表漏れ等について（指摘）【各課】（報告書 P68）</p> <p>一般競争入札、希望型指名競争入札など公募により参加者を募集する場合は、各局が定める「入札（見積）結果の公表に関する事務取扱要領」に基づき、入札結果や見積結果について、市ホームページの入札情報等ポータルサイトへ原則として落札者や相手方を決定したときから翌年度終了まで公表する必要がある。一方で、詳細調査の対象とした契約事務の中に、以下のような状況が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 公表期間が短い</li><li>➤ 公表開始時期が遅い（本詳細調査にあわせて公表を開始しているケースもある）</li><li>➤ 公表漏れ （公表に当たっての決裁は行われているが、公表自体が行われていない場合を含む）</li><li>➤ 公表期間が長い</li></ul> <p>各契約に係る入札（見積）結果の登録は、市政情報提供システムにおいて、契約事務担当職員が行うものであるが、事務取扱要領の定めや公表期間の設定方法が十分に理解されていなかったことが主な原因と考えられる。</p> <p>入札（見積）結果の公表漏れは、単に事務取扱要領に従った事務手続が実施されていないという形式的な事象にとどまらず、市民やその他利用者に情報が適時に開示されていないという、透明性や公平性に係る重大な問題が含まれる。</p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>入札（見積）結果について、落札者や相手方が決定した時から速やかに、かつ適切な期間にわたり公表されたい。</p> <p>適切な開示により契約情報の透明性を高めるとともに、利用者への公平な情報提供が行えるよう、各局で定めた「入札（見積）結果の公表に関する事務取扱要領」を遵守し、情報公開を実施していく必要がある。</p>	<p>入札（見積）結果については、平成31年3月29日に、契約課長が、各所属長に対し「適正な入札・契約の執行について」を発出し、本指摘の内容を周知した。</p> <p>これに基づき、一般競争入札等の公募により参加者を募集する場合は、各所属において、各局で定めた「入札（見積）結果の公表に関する事務取扱要領」を遵守し、発注情報と入札（見積）結果を入札情報等ポータルページで公表している。</p>

## 平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

### 第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

#### 9. ちば市政だより制作等業務委託（No. 49）【市民局市民自治推進部広報広聴課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(3) 再委託の管理（報告書 P97）</p> <p>本委託契約を締結する事業者において、仕様内容にある版下データの制作業務を再委託している（ちば市政だより制作業務委託契約（a）平成 29 年 4 月 15 日号・5 月 15 日号、（c）平成 29 年 6 月 1 日号～9 月 1 日号、（d）平成 29 年 6 月 15 日号～9 月 15 日号、（e）平成 29 年 10 月号～平成 30 年 4 月号）。</p> <p>市では、契約締結後業務開始時に、委託先事業者から再委託が行われる旨、口頭で報告を受けているものの、書面による再委託の承諾申請及び承諾手続は実施されていない。また、委託先事業者と再委託先の契約状況や、再委託先に対する業務履行状況等についても、長年にわたり同じ事業者と契約していることから確認が行われていない。</p> <p>入札執行に当たり一定の資格要件を設ける趣旨は、価格競争による低価格な調達を図る一方で、仕様で定めた業務の履行可能性を一定の資格要件に求めることにある。再委託が行われる場合、本趣旨を達成できない可能性があり、このため、仕様内容を踏まえて再委託を行わせてはならない主たる部分を設計図書で事前に定めることにより、入札参加者に、主たる部分の再委託を行わせないようにし、委託契約書でもその旨を規定することにより、業務履行時に徹底を図ることとしている。</p> <p>本委託業務における版下データの制作業務は、その業務の性格から重要な工程の一部であり、「主たる部分」として設計図書で指定すべきかどうかを十分検討すべきものである。また、再委託を認める場合においても、業務開始時に書面にて事業者から再委託申請を受けた上で、再委託先やその他必要な事項の通知を請求し、再委託先が本業務履行の上で問題とならないことを十分確認の上、再委託に係る承諾をする必要があったと考える。</p> <p>これらの観点から、本委託業務においては、主たる部分であるかどうかの十分な検討手続、再委託承諾手続に不備があると考えられる。</p>	<p>再委託を禁止する主たる部分については、完成品を市に納品するための総括的な業務管理と整理し、令和元年 7 月号以降の契約分から、仕様書に明記した。</p> <p>また、再委託が許容される業務については、委託業者からあらかじめ提出される再委託通知で、再委託先の情報と業務内容を確認している。</p>

**【指摘】**

仕様内容を定める際には、業務の履行確保を確実なものとするために、再委託を禁止する主たる部分を十分に検討し、設計図書へ適切に定められたい。

また、主たる部分に該当しない業務について、委託先事業者から再委託の申請があった場合には、再委託が行われる業務の重要性を仕様内容に照らして評価し、必要と認められる場合には、再委託先やその他必要な事項の通知を請求した上で、十分な検討を行い承諾されたい。

版下データの制作業務は、本業務内容に鑑み重要性が認められるため、設計図書の作成段階から再委託を認めるかどうかについて、十分検討される必要がある。

平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

67. 千葉市文化財普及業務委託（No. 287）【生涯学習部文化財課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(3) 委託料の支払（報告書 P248）</p> <p>本委託業務においては、平成29年度より毎月の業務履行実績に基づく支払が行われているが、年度末の最終請求月である3月に予定外実施分（5月～9月実施）として、2,711千円が別途請求されている。これにより、支払額合計と契約価格は一致し、支出負担行為の変更（戻入手続）や実績超過分についての変更契約は締結されていない。</p> <p>一方で、年間の実施報告書の実施回数に請求単価を乗じた実績に基づく支払金額を算出し、契約価格と比較した結果、契約価格よりも1,502千円過大となった。その内訳は、一部の業務で協議に基づく請求単価よりも低い単価で請求がなされたことによるもの（680千円）及び実施回数のうち請求を留保したことによるもの（821千円）であった。</p> <p>業務の一部において、協議に基づく請求単価よりも低い単価で請求が行われ、市もこの請求金額で支払を行っており、請求金額の正確性が担保されていない。また、仕様書で定める業務内容別の計画回数に対し、実績回数が超過する場合の取扱いについては、具体的に契約書や仕様書で定められておらず、月次の請求では、超過数量を含めず、仕様書で定める計画回数の範囲内で請求が行われている。市担当者によると、5月～9月における予定外実施分とは、実施事業のうち仕様書で定める計画回数を超過した分について、受託者が請求を留保していたものの一部であるとのことである。</p> <p>市契約規則第30条では、契約の履行について「市長は、監督職員又は検査員を任命し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項に規定する監督又は検査を行わせるものとする」と定めているが、上述のように、年度末の請求時に、一旦請求が完了した月に係る業務の追加請求を認めれば、毎月の履行確認業務の信頼性や透明性が担保できず、その結果、請求金額の実在性及び妥当性に疑義が生じるおそれがある。</p> <p><b>【指摘】</b></p>	<p>本委託業務については、令和3年度契約分から、実施回数が確定している事業は従前どおり契約金額を確定した総価契約とし、実施回数が確定していない事業は単価契約として契約を締結した。</p>

市契約規則第 30 条に規定する履行確認の信頼性を担保し、これに基づいた支払を実施されたい。

そのために、仕様で定める計画回数と実績回数に差異が生じる場合の取扱いを契約内容で明らかにし、年度末の調整計算による方法で精算が行われないようにする必要があると考える。

平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

第5-3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

68. 加曽利貝塚博物館管理業務委託（No.289）【千葉市立加曽利貝塚博物館】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(2) 予定価格の積算（報告書 P250）</p> <p>加曽利貝塚博物館管理業務委託業務は、千葉市長期継続契約の締結に関する規則第2条第2項(2)の「ア 庁舎その他の施設の清掃業務」に該当するものとして、平成27年4月1日から30年3月31日までの3か年にわたる長期継続契約を締結している。</p> <p>長期継続契約において、契約締結後、最低賃金の上昇による契約価格の変更契約を行うことは想定されておらず、仮に事業者が積算時に見積もった労務費単価が最低賃金を下回った場合には、事業者負担を求め、契約を解除した上で再契約手続を行うことが考えられるが、本委託業務の予定価格の積算方法を確認したところ、積算内訳の多くを占める人件費単価について、平成26年度における県内最低賃金を用いて計算されていた。その結果、平成27年10月1日の最低賃金改定以降、最低賃金を下回る労務費単価で契約が継続していた。</p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>最低賃金が上昇を続ける近年の状況において、労務費の割合が高い委託業務の長期継続契約を締結するに当たっては、契約期間にわたる労務費単価の市況変動を十分勘案した上で、適切な予定価格を設定されたい。</p> <p>予定価格を積算時における最低賃金単価に設定することは、市として最低賃金法等の労働関係法令の確実な遵守を事業者へ指導し、誓約書の徴収を求める中で、不適切な運用と言わざるを得ない。財政上の問題で予定価格を低く設定せざるを得ない状況にあっても、賃金単価を引き下げるのではなく、仕様内容を見直し、適切な賃金単価を設定するように努めるべきである。</p>	<p>令和3年4月1日からの委託契約締結に当たり、契約期間にわたる労務費単価の市況変動を十分考慮した上で、適切な予定価格を設定した。</p>

平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

第5-3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

68. 加曽利貝塚博物館管理業務委託（No.289）【千葉市立加曽利貝塚博物館】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(3) 最低制限価格の設定（報告書 P251）</p> <p>加曽利貝塚博物館管理業務委託では「千葉市業務委託（建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託を除く）最低制限価格取扱要領」に従い、予定価格の3分の2に最低制限価格を設定している。</p> <p>一方、同取扱要領では、平成26年1月10日の改正により、清掃業務や人的警備業務など、予定価格の積算内訳として直接人件費が大部分を占める場合は、予定価格の積算で使用される労務費単価の水準によっては、予定価格に3分の2を乗じることにより、最低賃金の水準から著しく低い最低制限価格が設定されるおそれがあるため、「特に必要があると認める場合」を用いて最低制限価格を設定する必要があるとしている。</p> <p>本業務委託の予定価格は大部分を労務費が占めており、平成27年4月1日に締結されているが、平成26年1月10日改正の千葉市業務委託最低制限価格取扱要領において新たに盛り込まれた「特に必要があると認める場合」の条項が適用されておらず、同取扱要領に従っていない。</p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>最低制限価格制度の適用に当たっては、その制度趣旨を十分に理解の上、最低賃金法その他労働関係法令の確実な遵守が可能な水準であり、かつ、適切な契約の履行が確保され、行政サービスの質が低下することのないよう、適切な価格を設定されたい。</p> <p>「千葉市業務委託（建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託を除く）最低制限価格取扱要領」（平成26年1月10日改正）の運用を遵守し、最低制限価格を適正に算出する必要がある。</p>	<p>令和3年4月1日からの委託契約締結に当たり、千葉市業務委託（建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託を除く）最低制限価格取扱要領を遵守し、最低制限価格を適正に算出した。</p>

## 令和2年度包括外部監査

監査のテーマ：道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について

### 第3 外部監査の結果 第2章 個別監査の結果 第2節 道路部監査対象課の監査結果

#### 2. 自転車政策課の監査結果 (3) 監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>⑭移動保管自転車等売却契約に基づく売却代金について（報告書 P226）</p> <p>市は、保管自転車等の売却のために、業者との間で売却契約（単価契約）を締結し、業者は市から売却対象の指定を受けた自転車等を保管場所から搬出した上で、移動保管自転車等買取報告書を提出し、台数と単価によって算出された売却代金を、後日、市が発行した納付書において、納付期限までに納付することになっているが、自転車等が搬出されたにもかかわらず、納付期限までに売却先の業者から売却代金が支払われないリスクがあり、令和元年度末現在において次の2件の未収債権が存在する。</p> <p>債権①平成28年度に発生した132万8,252円の未収債権</p> <p>債権②令和元年度に発生した68万2,861円の未収債権</p> <p>このうち、債権①については、業者からの要望に応じて全5回分の納付書を送付したが、納付書だけを送付している。2回分合計50万円の支払い以外は滞納されており、業者からの分納に応じる際に、履行延期の特約（地方自治法施行令第171条の6）の措置をとっていない。また、業者の代理人から平成30年2月23日付で介入通知が送付され、翌月2日付で市から債権調査票を送付しているにもかかわらず、弁済案の提示や破産手続への移行等、債務整理の方針が1年半以上も明らかになっていない。</p> <p>債権②については、当初納期限は令和元年10月25日であったところ、納付が確認できず、売却先の業者との間の交渉も不調であったことから、令和2年2月18日付で支払督促を申立、その後、業者から異議が申し立てられたことで、通常訴訟に移行し、業者の住所を管轄する簡易裁判所において同年6月3日付で和解に代わる決定が行われ、同決定に基づき令和2年7月から同3年3月まで</p>	<p>今後同様の未収債権が発生した場合には、地方自治法施行令第171条の6に基づく履行延期特約の措置をとる等、適正に対応する。</p>

の分割払いとなっている。

**【結 果：指摘】**

未収債権の管理において、分割払いに応じる場合には、地方自治法施行令第 171 条の 6 に基づいた履行延期の特約の手続きをとられたい。

なお、債権①については、既に介入通知が送付されているため、現段階では履行延期の特約は不要であると考えるものの、今後、相手方から再度分割払いの提案があった場合には、適切に対応されたい。